

令和6年度 授業料・寄宿料及び諸経費口座振替予定表 専攻科1年生用

米子工業高等専門学校

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
振替日	4/30(火)	5/27(月)	6/27(木)	7/29(月)	8/27(火)	9/27(金)	10/28(月)	11/27(水)	12/27(金)	1/27(月)	2/27(木)	《なし》

1. 授業料 (全員)

納入科目	徴収月	4月	5月※1	6月	7月	8月	9月	10月※1	11月	12月	1月	2月	3月
授業料	徴収額		117,300					117,300					

※1. 授業料の免除や徴収猶予を申請された場合、免除結果決定後の最初の振替日に振替になります。詳細は免除申請結果通知等でご確認ください。

2. 諸経費 (全員)

納入科目	徴収月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
後援会費	徴収額							13,000					
学生教育環境充実助成費													
小計								13,000					

(裏面の注意事項等をよくお読みください)

【注意事項】

- ・記載された金額は、学納金の追加・変更等例外のない場合の参考金額です。
- ・年度途中に発生・変更のある経費については、別途ご連絡のうえ、表の該当月に記載の経費と併せて引き落としを行います。
- ・原則、毎月27日振替です。また、当日が銀行休業日の場合、翌営業日の振替となります。
- ・口座振替されたときには、「AP(アールピー)」(高専機構学納金の意味です)と印字されます。※一部金融機関ではアプラス等異なる表示となる場合があります。
- ・**口座振替手数料(1回につき66円)については、ご負担をお願いします。**
- ・振替日における振替用口座の残額が、当月の振替合計額(振替手数料・前月末納額含む)に1円でも満たない場合は振替できません。

※ 授業料・寄宿料は半期毎の納付期限までに納付いただけない場合、原則、除籍・退寮となります。

また、その他の諸経費が未納の場合においても、学生に不利益が生じることがありますので、振替日は厳守願います。

【振替できなかった場合】

- ・口座振替がされなかった場合、翌月10日頃に機構本部より督促状が発送されます。
- ・残高不足等により振替ができなかった場合、原則、翌月に再振替を行います。その場合、翌月に新たに発生する納入額との合計額が振替となります。
(ただし、未納額があるために当該事業が実施できない場合には、やむを得ず銀行振込や現金で納付いただく事があります。)
- ・3月は口座振替を行わないため、銀行振込及び現金持参による納付となります。

【補足事項】

- ・金額の内訳、引き落とし金額、振替口座等ご不明点がありましたら、下記問い合わせ先へ連絡してください。
- ・納付いただいた学納金の返還が必要となった場合、直接的な要因が本校を含む国立高等専門学校機構にある場合(引落額の誤り等)を除き、返還に係る振込手数料は原則ご負担いただきますので、ご了承ください。

【問い合わせ先】

〒683-8502 米子市彦名町4448

米子工業高等専門学校 総務課 財務係

電話：0859-24-5012